

富士市社会福祉センターの存廃等について

— 答 申 書 —

令和4年3月29日

富士市社会福祉センター事業審議会

富福総発第367号
令和4年3月29日

富士市長 小長井 義正 様

富士市社会福祉センター事業審議会
会 長 牛 場 智

富士市社会福祉センターの存廃等について（答申）

令和3年8月6日付け富福総発第160号をもって諮問のありました「富士市社会福祉センターの存廃等」について、本審議会として慎重に審議し、意見をとりまとめましたので、答申します。

はじめに

富士市社会福祉センター事業審議会（以下「審議会」という。）は、令和 3 年 8 月 6 日、富士市長から、富士市社会福祉センターの存廃等について審議するよう諮問を受けました。

審議会では、公募委員を含めた幅広い分野及び年齢の委員を構成委員とし、社会福祉センターの今後のあり方について、令和 3 年度に計 6 回の審議を行ってきました。

現在、社会福祉センターは市内 7 か所に高齢者の健康増進や生きがいづくりの場として、また、世代を超えた交流の場として設置されております。

しかしながら、大半の施設は建設後 30 年以上が経過しており、今後、施設の老朽化による大規模改修や建替え時期を迎え、多額の財政負担が見込まれます。

平成 28 年に策定された「富士市公共施設再編計画」では、社会福祉センターは建設から 30 年以上が経過し、建物の老朽化が進んでいること、利用者は固定化されており、民間施設と機能が類似していることなどから、今後約 56%の延床面積を削減することが提言されております。

また、近年では、趣味の多様化や利便性の向上による活動範囲の広域化、公共施設や民間施設の充実等、市民を取り巻く環境は大きく変化してきました。

さらには、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、インターネット環境を活用した「その場に行かなくても交流ができる」技術が普及し、これまでの人と人との関わり方が大きく変化しようとしております。

このような状況を踏まえ、当審議会では、今後の社会福祉センターの姿はどうあるべきかを、市民感情や地域感情を最小限にとどめ、既存の枠組みや考え方に捉われず、審議を重ねてきました。

人口減少等による税収減が見込まれ、市の財政状況も厳しさを増すことが予想される中、富士市がこれからの時代を担う世代にとって安心して暮らせる地域社会となり、今後、さらなる発展を遂げるために、この答申が活用されることを期待しています。

ここに、これまでの審議結果をとりまとめ、答申します。

令和 4 年 3 月 29 日
富士市社会福祉センター事業審議会
会 長 牛 場 智

目 次

1	社会福祉センター事業の現状	1
2	社会福祉センター事業の課題	7
3	社会福祉センター各施設の今後の方向性	16
	【全体像】	
	・社会福祉センターの存廃について	17
	・社会福祉センターの利用者範囲について	19
	・施設利用時の受益者負担について	20
	【個別施設詳細】	
	・広見荘	21
	・元町福祉センター	22
	・滝川福祉センター	23
	・田子浦荘	24
	・東部市民プラザ	25
	・鷹岡市民プラザ	26
	・みんなの家	27
4	その他考慮すべき事項	28

■ 関連資料（別冊）

- ・ 諮問文 (資料1)
- ・ 委員名簿 (資料2)
- ・ 開催経過 (資料3)
- ・ 市民アンケート (資料4)
- ・ 利用者アンケート (資料5)

社会福祉センター事業の現状

事業の目的

現在、本市には7か所の社会福祉センターが設置されており、市内に居住する60歳以上の高齢者、障害者、児童及びその付添者に対し、健康の増進や機能訓練、教養の向上及びレクリエーションの場を提供しています。

また、福祉や健康の相談に応じるなど、健康で明るく、生きがいのある生活が送れるように事業を展開しています。

利用者の範囲

社会福祉センターは、市内に居住する高齢者、障害者、児童及びその付添い者の他、社会福祉センターで行われる社会福祉を目的とする事業に参加する人が利用できます。

東部市民プラザ及び鷹岡市民プラザの一部施設については、市内に居住する人は誰でも利用できます。

事業内容

社会福祉センターでは、以下のような事業が実施されています。

- 介護予防、閉じこもり高齢者及び障害者の社会参加に役立つ事業
 - ・健康相談及び福祉相談の実施（看護師による血圧測定及び健康相談）
 - ・機能回復訓練（生きがいデイサービス、転倒防止教室、軽体操等）
 - ・文化教養の向上及びレクリエーション（防犯、消費者啓発、交通安全、趣味講座等）
 - ・健康増進（ウォーキング、お薬の飲み方講座、栄養管理講座等）

- 施設の貸出事業
 - ・貸館事業（大広間、多目的ホール、和室、会議室等）
 - ・施設内設備（入浴施設、屋外プール、ヘルストロン、マッサージ機、カラオケ、囲碁・将棋、卓球等）

施設の位置関係



施設の概要

	広見荘	田子浦荘	東部市民プラザ	鷹岡市民プラザ
所在地	伝法 59	川成新町 421	富士岡南 257-2	久沢 797-1
管理主体	(福)富士市社会福祉協議会 ※指定管理「公募」			
定員	300 人	300 人	500 人	300 人
利用時間	・4 月 1 日～10 月 31 日 午前 9 時～午後 4 時 30 分 ・11 月 1 日～3 月 31 日 午前 9 時～午後 4 時 00 分 ※鷹岡市民プラザの 1 階については午後 9 時まで利用可能			
休館日	毎週月曜日・毎月の第 3 日曜日、祝日、年末年始			
認可開設年月日	昭和 47.8.26	昭和 55.4.1	昭和 63.4.2	平成 2.4.4
敷地面積	4,302.60 m ²	5,196.68 m ²	4,511.00 m ²	6,510.75 m ²
建築延面積	1,301.18 m ²	988.90 m ²	1,585.00 m ²	2,165.28 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
総工費	114,399 千円	185,125 千円	530,310 千円	623,212 千円
令和 3 年度 予算	106,268 千円 (4 施設) 指定管理料			
利用者一人 当たりの 費用	759.14 円	491.45 円	687.19 円	635.32 円

※施設利用料は無料。(※広見荘、田子浦荘、東部市民プラザ、鷹岡市民プラザの 4 館のヘルストロンの利用は、30 円 (20 分) の使用料を徴収しています。)

※初回利用時、入館者カードの交付申請手続きが必要です。

※広見荘、田子浦荘、東部市民プラザ、鷹岡市民プラザの 4 館は、大規模災害時に高齢者や障害者等、通常の避難所での生活が困難な方を受け入れる福祉避難所となります。

	滝川福祉センター	元町福祉センター	地域交流センター みんなの家
所在地	原田 1310-1	元町 12-27	南松野 2604-1
管理主体	滝川福祉センター 運営委員会	元町福祉センター 運営委員会	社会福祉法人 富士厚生会
定員	100 人	60 人	60 人
利用時間	4 月～10 月 午前 9 時～午後 4 時 11 月～3 月 午前 9 時～午後 3 時	午前 9 時 30 分 ～午後 4 時	午前 10 時～午後 4 時
休館日	毎週月・火曜日 年末年始	毎週月曜日 年末年始	日曜日・祝日
認可開設 年月日	昭和 50.4.26	平成 3.11.29	平成 23.4.1
敷地面積	918.62 m ²	688.00 m ²	2,357.95 m ²
建築延面積	562.26 m ²	250.30 m ²	279.32 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造	木 造	鉄骨耐火構造
総工費	80,047 千円	32,560 千円	45,166 千円
令和 3 年度 予算	委託料 5,241 千円	委託料 4,961 千円	委託料 7,319 千円
利用者一人 当たりの 費用	473.91 円	462.66 円	1,486.5 円

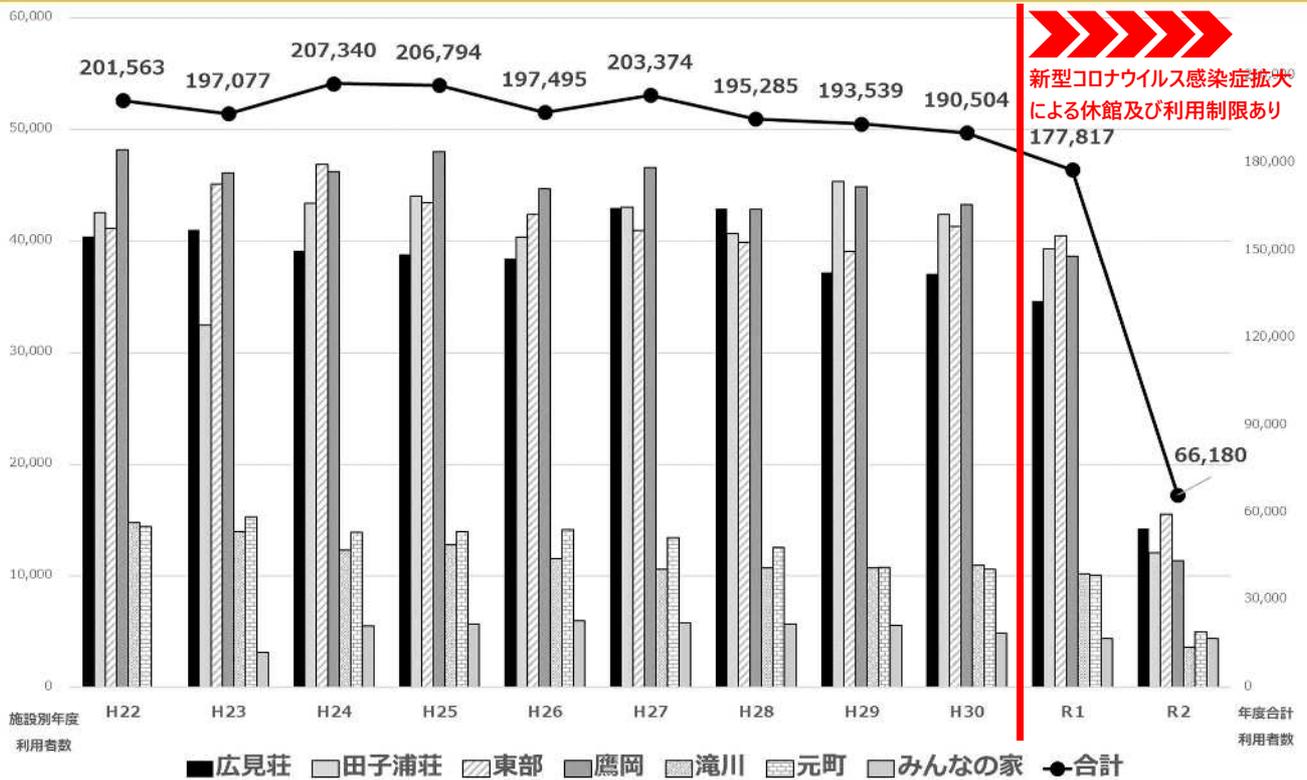
※「利用者一人当たりの費用」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けなかった直近の年度である、平成 30 年度の延べ利用者数、年間運営費を基に算出しています。

富士市社会福祉センターの利用状況

平成22年度からの利用状況は以下のとおりです。田子浦荘、東部市民プラザ、鷹岡市民プラザは、プール利用者を含む利用者数となります。

令和元年度及び令和2年度の利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、施設の休館や利用制限を行ったため、施設利用者数は大きく減少しています。

□ 社会福祉センターの利用状況



	広見荘	田子浦荘	東部市民プラザ	鷹岡市民プラザ	滝川福祉センター	元町福祉センター	みんなの家	合計
H22	40,459	42,546	41,119	48,197	14,802	14,440		201,563
1日平均利用者	143.0	150.3	145.3	170.3	56.9	47.7		
H23	41,006	32,456	45,101	46,094	13,966	15,317	3,137	197,077
1日平均利用者	143.9	144.2	158.2	161.7	53.3	50.4	10.6	
H24	39,129	43,385	46,894	46,224	12,312	13,906	5,490	207,340
1日平均利用者	138.8	153.8	166.3	163.9	48.7	45.9	18.9	
H25	38,864	44,052	43,472	47,975	12,802	13,947	5,682	206,794
1日平均利用者	138.3	156.8	155.8	170.7	50.6	46.0	19.5	
H26	38,441	40,389	42,360	44,712	11,515	14,122	5,956	197,495
1日平均利用者	136.3	143.2	150.2	158.6	45.3	46.9	20.5	
H27	42,980	43,040	40,973	46,566	10,572	13,451	5,792	203,374
1日平均利用者	152.4	152.6	145.3	165.1	41.3	44.4	19.8	
H28	42,912	40,647	39,931	42,860	10,688	12,565	5,682	195,285
1日平均利用者	152.7	151.5	140.8	153.9	41.6	41.3	19.5	
H29	37,207	45,342	39,070	44,885	10,687	10,757	5,591	193,539
1日平均利用者	132.4	161.4	139.0	159.7	42.1	35.7	19.2	
H30	37,071	42,411	41,342	43,273	10,924	10,593	4,890	190,504
1日平均利用者	131.9	150.9	147.1	154.0	43.2	35.4	17.0	
R1	34,659	39,326	40,513	38,685	10,203	10,057	4,374	177,817
1日平均利用者	136.5	154.8	159.5	152.3	40.3	37.5	16.8	
R2	14,278	12,063	15,561	11,337	3,594	4,973	4,374	66,180
1日平均利用者	61.3	51.8	66.8	48.7	14.0	19.8	14.1	
合計	367,810	384,480	396,579	414,051	107,669	120,072	51,130	1,841,791



社会福祉センター事業の課題

施設の老朽化

現在、本市には7か所の社会福祉センターが設置されていますが、大半の施設は建設後30年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。

また、ほとんどの施設が建設後大規模改修（空調・電気設備や屋上・外壁防水の更新など）を行っていないため、今後継続して施設を使用していくためには、適切な時期に大規模改修や建替えが必要となります。地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書（平成23年3月 財団法人自治総合センター）によると、大規模改修の費用は、通常建替えの5～6割程度であり、ユニバーサル化などの施設に求められる社会的なニーズへの対応費用も合わせると多額なものとなります。

このように、施設の大規模改修や建替えには多額の財政負担が見込まれ、市の財政状況や他の公共施設更新の優先度を踏まえて、検討する必要があります。

□ 社会福祉センターの建替えに係る費用の概算

施設名	開設年月日	構造	面積	建替費用（税込）
広見荘	S 47.8.26	RC-2	1,301 m ²	639,000,000 円
田子浦荘	S 55.4.1	RC-2	990 m ²	486,000,000 円
東部市民プラザ	S 63.4.2	RC-2	1,585 m ²	778,000,000 円
鷹岡市民プラザ	H 2.4.4	RC-2 (混構造)	2,145 m ²	957,000,000 円
元町福祉センター	H 3.11.29 (S 48.4.1)	W-1	250 m ²	123,000,000 円
滝川福祉センター	S 50.4.26	RC-1	562 m ²	276,000,000 円

（注）建替費用は、「平成31年版 建築物のライフサイクルコスト（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 編集・発行 一般財団法人建築保全センター）」に掲載されている、鉄筋コンクリート造小規模事務庁舎の建設コストを参考として算出しています。

※ 建替費用には、プールほか付属棟に関する費用、備品・警備システムなどの費用は含まれません。

※ 東部市民プラザの建替費用には、杭等の特殊基礎は含まれません。

※ 元町福祉センターは昭和48年4月に開設された元町保育園の建物を利用。

※ 地域交流センターみんなの家は社会福祉法人所有の建物のため、掲載していません。

□ 社会福祉センターの残存年数と大規模改修時期

施設名	最終年	残存年数	大規模改修	
			予定年度	主な改修設備
広見荘	令和 19 年	17 年	令和 4 年度	空調設備 電気設備
田子浦荘	令和 27 年	25 年	令和 19 年度	空調設備 外壁仕上
東部市民プラザ	令和 35 年	33 年	令和 19 年度 令和 24 年度	空調設備 電気設備 外壁仕上
鷹岡市民プラザ	令和 37 年	35 年	令和 19 年度 令和 24 年度	空調設備 電気設備 外壁仕上
元町福祉センター	令和 20 年	18 年	令和 4 年度	空調設備 屋上防水・外壁仕上 給排水設備
滝川福祉センター	令和 22 年	20 年	令和 4 年度	空調設備 屋上防水・外壁仕上

※ 最終年は、目標使用年数である 65 年施設を使用した場合の最終年を記載しています。

※ 地域交流センターみんなの家は社会福祉法人所有の建物のため、掲載していません。

□ 富士市公共施設再編計画

本市では、平成 22 年度に策定した「第 2 次富士市行政経営プラン」の中で、「将来世代に過度の負担を残さない財政運営の実現」を図るため、「公共施設マネジメントの推進」を打ち出し、平成 25 年度には、公共建築物の現状を把握する白書としての位置付けを持つ「富士市公共建築物保全計画」を策定するなど取組を進めてきました。

平成 27 年度に策定した「公共施設マネジメント基本方針」では、公共施設の更新費用に係る将来推計を行い、その結果、上下水道等の公営企業が保有する施設や、プラント施設を除いた公共施設に係る将来の更新費用は、過去 5 年間の施設の更新に係る年間平均費用に対して毎年約 30 億円不足することがわかりました。このため、将来にわたり持続的に公共施設における公共サービスを提供していくため、今後 40 年間で一般公共建築物の延床面積を 20% 削減するという目標を掲げました。

平成 28 年度に策定した「富士市公共施設再編計画」では、この基本方針に掲げる目標を具現化するため、平成 28 年度から平成 67 年度までの 40 年間を見据え、公共施設の再編について検討を行い、施設用途別に再編手法や留意すべきポイント等を定めています。

～ 「富士市公共施設再編計画」より社会福祉センター関係部分を抜粋 ～

➤ 施設の評価（P 83）

評価項目		現状と課題	評価
サービスの視点	提供主体	社会福祉センターが行う健康増進、レクリエーション等のサービスは、他の公共施設や民間施設で広く提供されていることから、行政が継続してサービス提供を行う必要性は低いと考えられます。将来のニーズに応じて継続してサービス向上を提供していくため、民間移管や地域移譲を含めて積極的に民間活用を検討していくことが望ましいと考えられます。	民間 主体 〔一部〕 行政
	提供場所	一部には、下水処理施設の設置に対する地域への条件施設として設置されたものもありますが、特に利用者を限定していません。ただし、実際の利用者は、地域の高齢者の割合が多くなっています。	やや 地域的
建物の視点	供給量	一定の利用者はいますが、高齢者の増加傾向や建物規模から考慮すると、利用者は少ないと考えられます。そのため、施設のあり方を見直し、必要な機能に見合った適切な建物規模を検討していく必要があります。	多い
	汎用性	浴場等の専門的な機能もありますが、主には和室、広間、会議室等で構成されており、汎用性が高いと考えられます。	やや 高い

分野横断的な考え方

社会福祉センターは、地域福祉の向上を図るための施設ですが、特に利用者を限定せず、多目的に使用できる会議室や和室等を有しており、地域活動や生涯学習のため、各地区に配置されているまちづくりセンター等と機能が重複しています。そのため、これらの周辺施設も含めて、利用状況を踏まえつつ、高齢者福祉施設のあり方を見直していくことも必要になります。

➤ 再編内容

官民協働による高齢者の生きがいつくりのために

□ 再編の手法

施設の利用者は多くありませんが、一定の利用者は存在することから、可能であれば民間移管を検討し、それが困難な場合は施設の廃止を検討します。

一部の条件施設については、必要な機能を精査した上で、提供しているサービス内容や利用者が類似している近隣のまちづくりセンターへ複合化します。

上記の再編手法により、今後40年間で約56%の延床面積の削減を見込みます。

□ 再編にあたってのポイント

施設を廃止する場合には、必要なサービスは他の公共施設で提供している類似サービス等により継続されるよう配慮します。

□ 再編時期



➤ 参考：平成26年度「第43回世論調査」（社会福祉センターについて）

過去1年間の施設の利用状況について、「一度も利用していない」という回答が、主な利用者層である60代で約84%、70代で65%という結果でした。そのうち利用しなかった理由については、「利用する必要がない」という回答が60代では約70%、70代では約62%であり、市民のニーズはかなり低いことがうかがえます。

利用者数の減少と高齢化、新規利用者の減少

下のグラフは、平成 22 年度からの社会福祉センター 7 館の利用者推移のグラフです。

平成 27 年度までは、年間利用者の総数が 20 万人を超える年もありましたが、平成 28 年度からは利用者は減少傾向となり、年間利用者数は 19 万人を割るペースとなっています。

利用者減少の理由は、主な利用者である 60 歳以上の方の趣味の多様化や、民間施設の充実などにより選択肢が増えたこと、また、60 歳を過ぎても働く方が多くなり、施設を利用する時間が限られていることなどが、減少の理由であると考えられます。

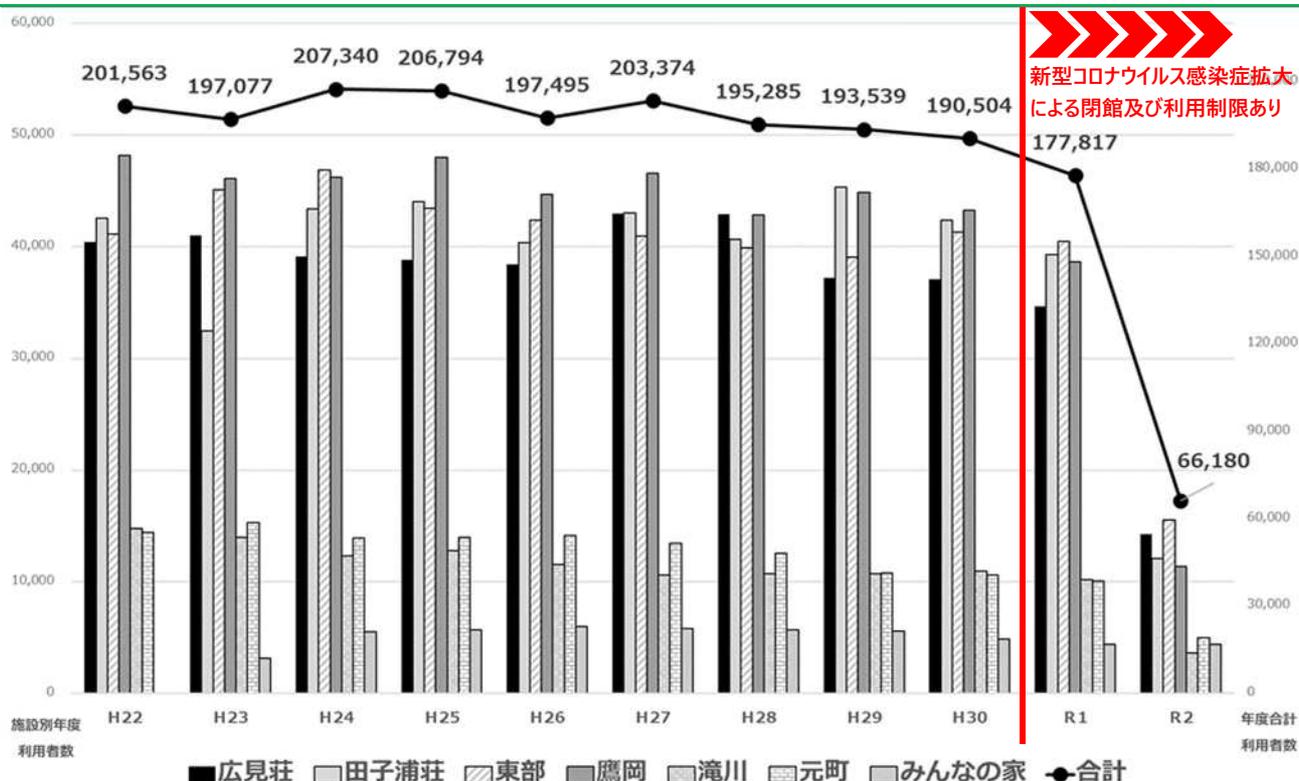
以上のように、社会福祉センターの建設から 30 年以上が経過し、社会情勢が大きく変化しており、その影響が社会福祉センター利用者数にも顕著に表れはじめています。

また、令和元年度からは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響があり、社会福祉センターも利用者の安全を最優先に考え、利用制限や閉館等の対応を行っています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、これまでの生活様式は変化し、人と人との関わり方も大きく変化してきております。

今後もこの新しい生活様式が継続することにより、非日常の日常化が進むと考えられ、社会福祉センターの利用者数にも大きな影響を与えることと思われます。

□ 社会福祉センターの利用状況



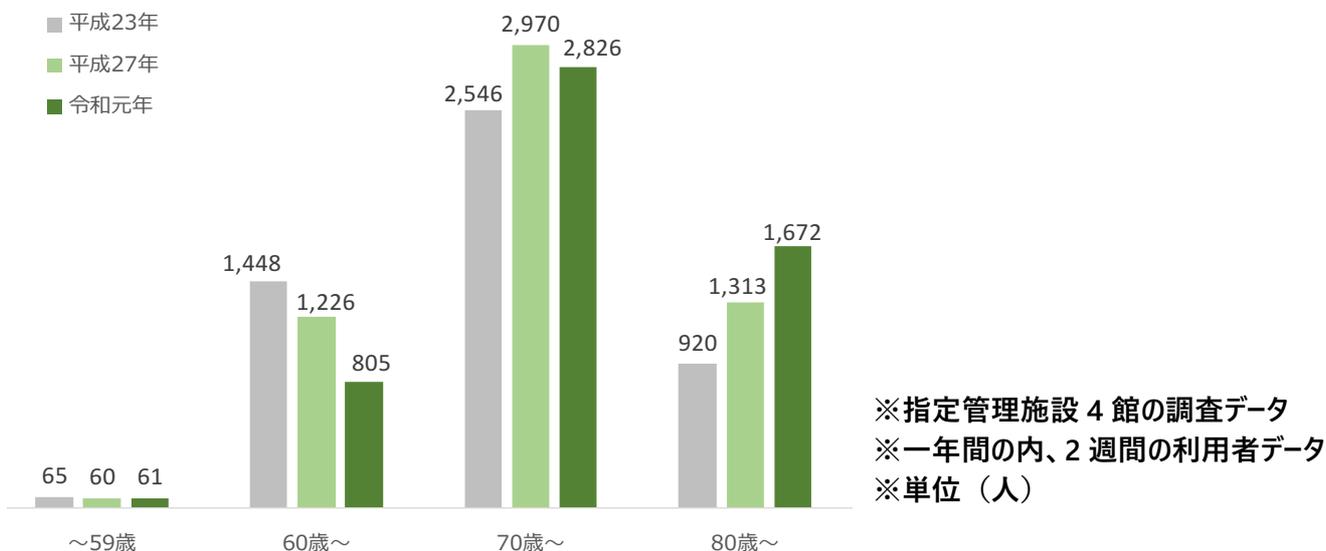
□ 利用者の高齢化

利用者の減少とともに、利用者の高齢化が進んでいます。

下のグラフは、平成 23 年度、平成 27 年度、令和元年度の利用者の年齢構成を示しています。

平成 23 年度、平成 27 年度、令和元年度を比較すると、60 歳代の利用者が減少し、80 歳代の利用者が増加しており、利用者の高齢化が進んでいることがわかります。

社会福祉センター利用者の年齢推移

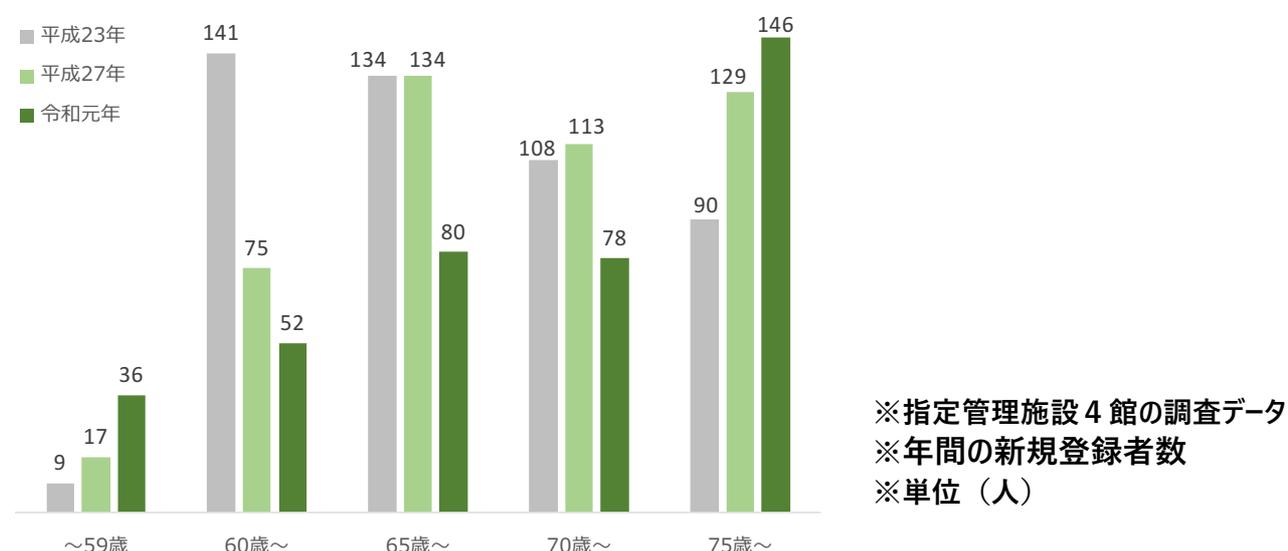


□ 新規利用者の高齢化と新規登録者数の減少

社会福祉センター新規利用者数は、平成 23 年度、平成 27 年度、令和元年度を比較すると、60 歳代の新規登録者数が減少し、75 歳以上の新規登録者が増加しています。

また、新規登録者の総数は、減少傾向になっています。

社会福祉センター新規登録者数の推移



新規登録者総数：＜平成 23 年度：482 人＞＜平成 27 年度：468 人＞＜令和元年度：392 人＞

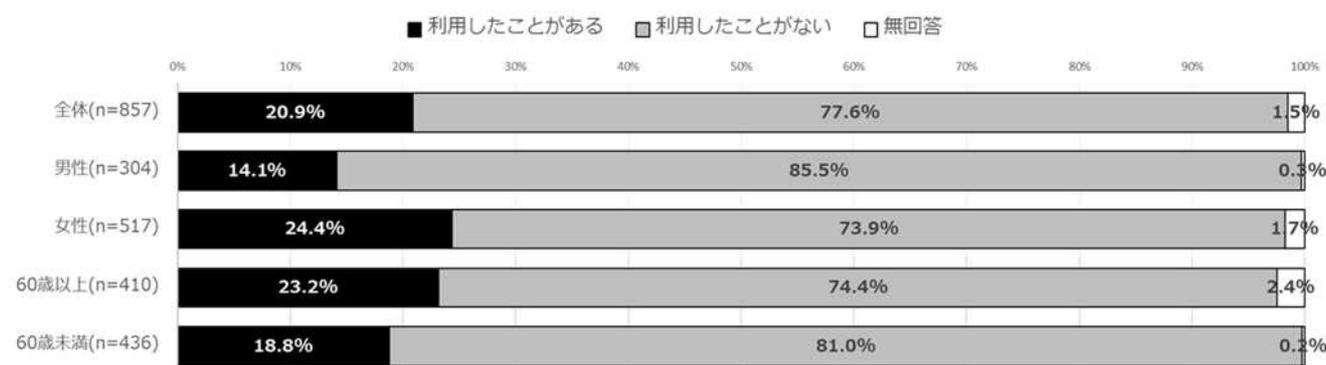
市民の利用意向

令和 2 年度に実施した市民アンケートでは、「社会福祉センターを利用したことがある」と回答した方は全体の約 20%となっています。

また、「社会福祉センターを利用したことがある」と回答した方の利用頻度を確認すると、過去に数回と回答した方が全体の約 70%となっています。

この結果から、社会福祉センターの全市民における利用割合は、非常に低く、定期的に利用している方も一部の人に限られていると推測されます。

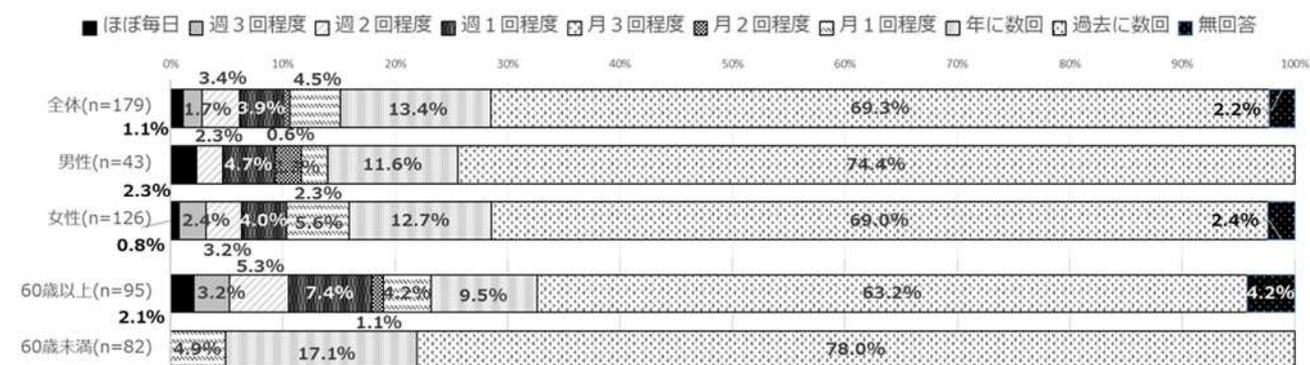
□ 社会福祉センターの利用の有無（市民アンケート調査：問 7）



社会福祉センターの利用状況は、全体で見ると、「利用したことがない」が 77.6%で、「利用したことがある」は 20.9%となっています。

社会福祉センターの主な利用者である 60 歳以上をみると、「利用したことがない」が 74.4%で、「利用したことがある」は 23.2%となっています。

□ 社会福祉センターの利用頻度（市民アンケート調査：問 9）



「社会福祉センターを利用したことがある」と回答した方の内、約 70%が過去に数回しか利用したことがなく、定期的な利用者は限られているといえます。

社会福祉センターの利用頻度は、全体で見ると、「過去に数回」が 69.3%で最も高く、次いで、「年に数回」が 13.4%となっています。60 歳以上の区分においても、「過去に数回」が 63.2%と最も高くなっており、施設を利用したのは過去に数回の方が大半であり、定期的に利用している方は限られていると推測されます。

類似公共施設と民間施設の充実による社会福祉センターの役割の変化

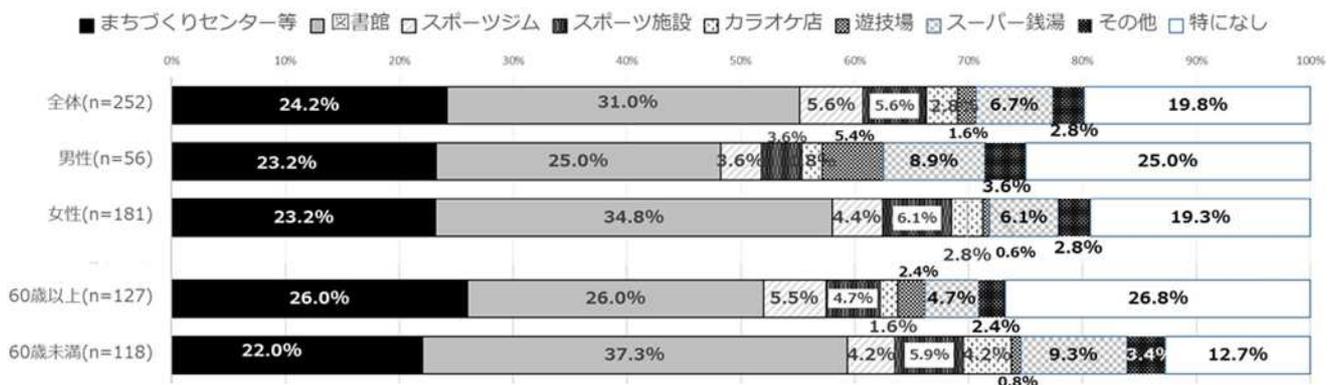
社会福祉センターの建設当時と比較して、現在は公共施設が充実し、地域住民が広く参加できる事業が多く企画されています。

また、社会的ニーズの変化に合わせ、民間施設が市内各所に事業展開してきたことにより、社会福祉センター事業の大部分が他の公共施設や民間施設で提供されるようになり、社会福祉センターを利用しなくても同様のサービスを楽しむことができる環境となっています。

さらに、集団行動を好まない等、個人の価値観の大きな変化により、その活動の傾向は、地域の方々と集まり、気軽に話をして帰るような集団活動から、自分自身が選択した活動を空いた時間に、場所や時間の制限を設けず自由に過ごすような個人活動へと変化してきております。

以上のように、社会福祉センターの事業やサービスは、大半のものが他の公共施設や民間施設で、より充実したサービスとして提供されており、市民の価値観やライフスタイルの多様化により、社会福祉センターの役割を再考する時期となっています。

□ 社会福祉センター以外に利用する施設（市民アンケート調査：問 13）



社会福祉センター以外の施設の利用状況は、全体で見ると「図書館」が31.0%で最も高く、次いで「まちづくりセンター等」が24.2%となっています。

また、スポーツジムやカラオケ店、スーパー銭湯等、社会福祉センターで提供されている事業を民間施設でも利用している方も多くなっています。



社会福祉センター各施設の今後の方向性（全体像）

審議会では、社会福祉センター事業の今後のあり方について、大きく分けて 3 つの事項の審議を行いました。

1 施設の存廃について

現在市内 7 か所に設置されている社会福祉センターを、今後も継続運営していくのか、または、統合・廃止等により再編していくのかという「施設の存廃について」審議をいたしました。

2 施設の利用者範囲について

減少傾向にある社会福祉センターの利用者について、社会的情勢を踏まえた上で、現在の「利用者の範囲」が適当であるか審議をいたしました。

3 施設利用時の受益者負担について

社会福祉センター事業と類似の事業やサービスが、他の公共施設や民間施設で提供されている中、今後も社会福祉センターの事業やサービスを行政が無料で提供し続けるのか、または民間施設との平準化を図る上で、「受益者負担」を求めるべきか審議をいたしました。

社会福祉センターの存廃について

施設名	存廃についての方向性
広見荘	廃止
元町福祉センター	
滝川福祉センター	
田子浦荘	継続
東部市民プラザ	
鷹岡市民プラザ	
みんなの家	

社会福祉センターの大半の施設は、建設後 30 年以上が経過しており、施設の老朽化が進み、今後、施設の維持管理に係る費用が増大していくことが予測されます。

また、施設数や利用者数に係る運営費用等を考えた場合、今後も現在の施設数を維持、運営していくことは難しく、市民アンケートの結果からも施設再編が必要と思われます。

さらに、現在では、社会福祉センター事業の多くが他の公共施設や民間施設で、より充実した事業として提供されていることや、市民の価値観やライフスタイルが大きく変化していることから、福祉センターとして施設を構え、福祉事業を行うという既存の事業形態は見直しの時期を迎えていると思われます。

□ 広見荘、元町福祉センター、滝川福祉センターについて

広見荘、元町福祉センター、滝川福祉センターの 3 館は、建設後 40 年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいます。また、施設周辺では類似事業が広く展開されていることから、当該施設で行政が継続して事業を行う必要性は低いと思われます。以上のことを踏まえ、この 3 館については、地元関係者等との協議を十分に行い、合意を得た時点で耐用年数を待たずに廃止とすることが妥当であると考えます。

廃止に伴い、他の社会福祉センターを利用するための交通費の補助や民間施設利用のための支援等、利用者への配慮は特に必要ないと考えます。

ただし、他の社会福祉センターや、類似施設の周知は必要と思われます。

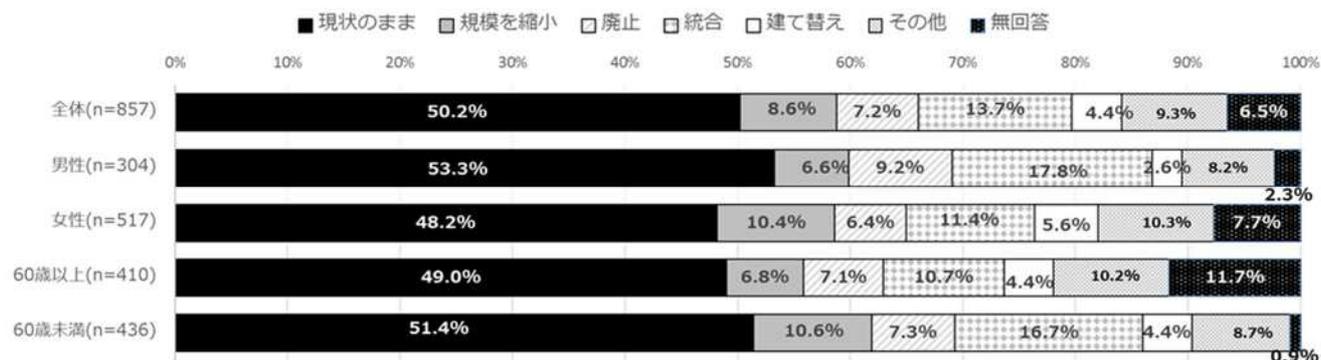
□ 田子浦荘、東部市民プラザ、鷹岡市民プラザ、みんなの家について

田子浦荘、東部市民プラザ、鷹岡市民プラザ、みんなの家の 4 館は、施設の老朽化具合や周辺の類似施設の状況を踏まえ、当面の間、継続することが妥当と考えます。

ただし、田子浦荘、東部市民プラザ、鷹岡市民プラザの 3 館は、今後、大規模改修が必要となった場合や耐用年数を迎え、施設を建て替える際には、多額の財政負担が見込まれるため、原則廃止とすることが妥当と考えます。なお、この 3 館については、下水道終末処理場の建設等に伴う条件として建設された施設であるため、地元関係者と十分な協議を重ね、合意を得た上で、施設の廃止手続きを進めることが望ましいと考えます。

みんなの家は、富士川かりがね橋が完成し、類似施設である鷹岡市民プラザへのアクセスが改善された場合に施設の存廃について再検討することが妥当と考えます。

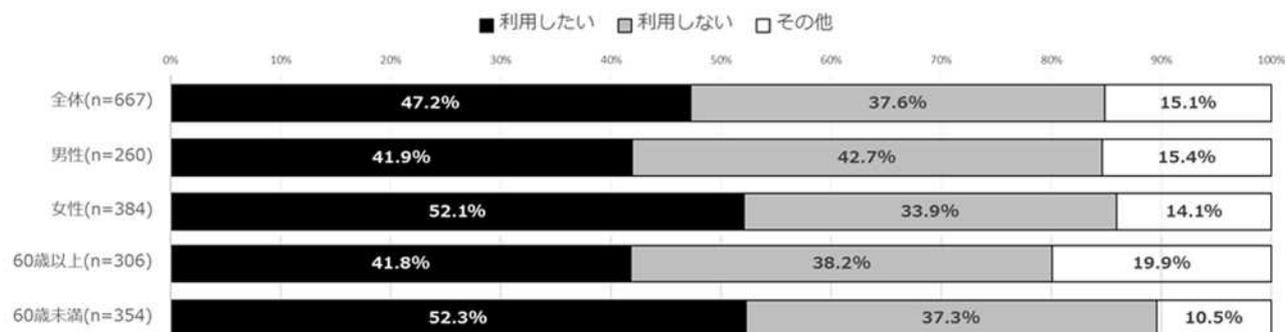
□ 社会福祉センターの今後の方向性について（市民アンケート：問 17）



市民アンケートの結果では、「今後の福祉センターのあり方について」の回答をみると、全体では「現状のまま」が約 50%の結果であったが、一方で、「規模の縮小」「廃止」「統合」「建て替え」等、施設の改善が必要と回答した方が約 30%いました。

施設は必要だと考えている方がいる一方で、施設の老朽化やその運営経費に係る利用人数の費用対効果を考えたときに、施設の統廃合等の見直しが必要と感じている方も一定数いると思われます。

□ 社会福祉センターの利用について（市民アンケート：問 15）



市民アンケートの結果では、福祉センターの利用については、全体で見ると「利用したい」が 47.2%で、「利用しない」が 37.6%となっています。

今後、施設を「利用したい」と回答した方が約 50%いる一方で、「利用しない」と回答した方も約 40%います。一定数の利用意向はあるものの、約 40%の方は、施設を利用できるようになっても利用しない意向であることがわかります。

社会福祉センターの利用者範囲について

施設名	社会福祉センターの利用者範囲についての方向性	
	結論	対象設備等
広見荘	拡大	和室・会議室
元町福祉センター	継続	
滝川福祉センター	拡大	和室・会議室
田子浦荘	拡大	和室・会議室
東部市民プラザ	継続※	※現在、和室・会議室・市民ギャラリーは、 全市民が利用可能
鷹岡市民プラザ	継続※	※現在、和室・会議室・多目的ホールは、 全市民が利用可能
みんなの家	拡大	和室

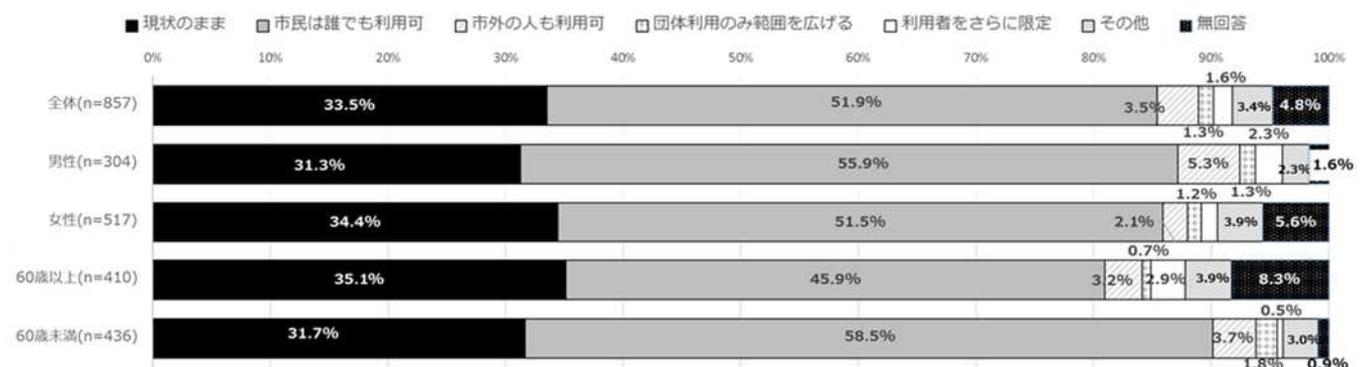
施設の利用者範囲については、多くの市民に社会福祉センターを活用していただくため、利用可能な設備等を拡大することが妥当と考えます。

ただし、本来の社会福祉センターの目的を損なわず、現在の利用者にも引き続き同等のサービスが提供されるよう、健康増進につながる設備については、利用者範囲は拡大しないことが望ましいと考えます。

健康増進につながる設備とは、温浴施設、健康器具、カラオケ等を指します。

また、広見荘、元町福祉センター、滝川福祉センターは、施設が廃止となるまでは他施設と同様に利用可能な設備等を拡大すべきと考えます。

□ 社会福祉センターの利用者範囲に関する考え（市民アンケート：問 18）



市民アンケートの結果では、福祉センターの利用者範囲に関する考えは、全体で見ると「市民は誰でも利用可」が 51.9% で最も高く、次いで「現状のまま」が 33.5% となっています。

このことから、今後より多くの方に社会福祉センターを利用してもらうためには、多くの市民が利用できる設備等の範囲拡大が効果的であると思われます。

施設利用時の受益者負担について

施設名	社会福祉センターの施設利用時の受益者負担についての方向性		
	結 論	対象設備	負担金額（目安）
広見荘	使用料の 徴収はしない		
元町福祉センター			
滝川福祉センター			
田子浦荘	経過措置終了後 使用料を徴収する	温浴施設 和室・会議室	使用料徴収開始時期における類似施設の状況を確認し、低額な料金設定とする。
東部市民プラザ		温浴施設 和室・会議室 市民ギャラリー	
鷹岡市民プラザ		温浴施設 和室・会議室 多目的ホール	
みんなの家		温浴施設・和室	

施設使用料の徴収については、民間類似施設や他の公共施設との平準化を図るため、施設運営費の一部を利用者から徴収することが妥当であると考えます。

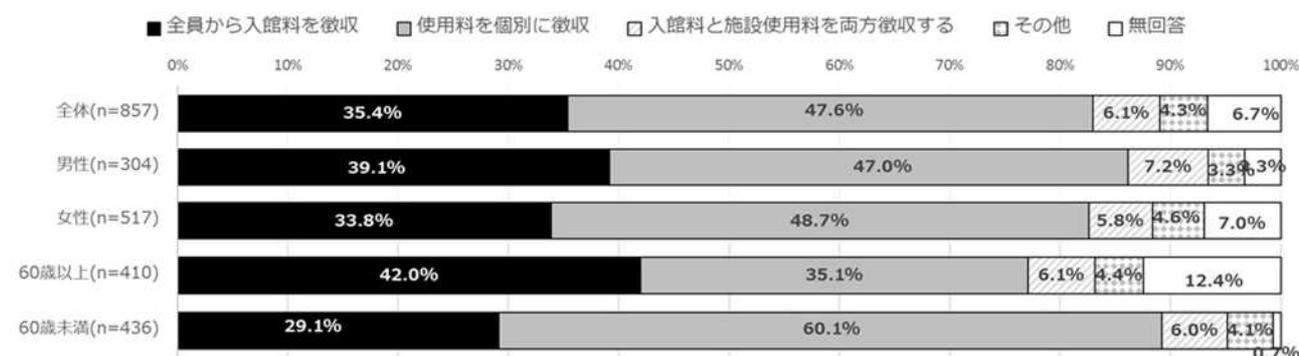
施設使用料は、温浴施設と和室や会議室、多目的ホール等の貸館利用の際に、使用料を徴収することが妥当と考えます。

ただし、使用料の徴収開始時期は、利用者への影響を極力抑え、公平性を保つため、施設の再編により社会福祉センターが現在の7館から4館となる際に実施するよう、経過措置期間を設けるなど配慮が必要と考えます。

また、使用料の額については、使用料徴収開始時期における類似施設の状況を確認し、低額な料金設定とすることが望ましいと考えます。

市民アンケートの結果からも、使用料の徴収には一定の理解が得られると思われれます。

□ 社会福祉センターの使用料徴収に関する考え（市民アンケート：問20）



社会福祉センター各施設の今後の方向性（個別施設詳細）

□ 広見荘



審議事項	結論
存 廃	廃止
利用者範囲	拡大 (和室・会議室)
受益者負担	使用料は 徴収しない

昭和 47 年に開設された施設であり、建設後 40 年以上が経過していることから、施設の老朽化が進んでいます。また、広見荘の周辺には、まちづくりセンターやサロンが点在し、新環境クリーンセンター内に温浴施設が新設されたこともあり、社会福祉センターの類似事業が区内で多く提供されています。

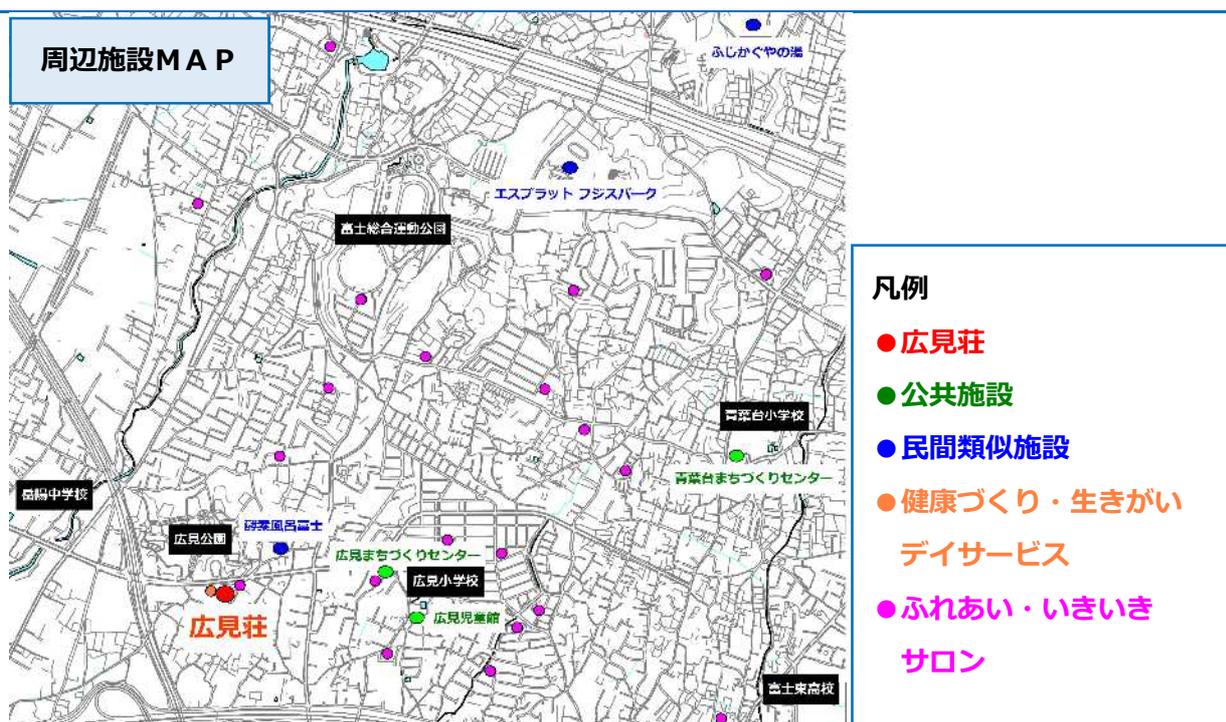
このような状況を踏まえると、当該施設で行政が継続して事業を行う必要性は低いと思われ、地元との協議等を行い、合意を得た時点で広見荘は廃止することが妥当であると考えます。

ただし、付属施設の陶芸棟は、一定の利用者がいるため、廃止後の代替施設の案内を行う必要があると考えます。

施設が廃止されるまでは、和室、会議室は、全市民が利用できるよう利用者の範囲を拡大すべきと考えます。

施設は廃止の方向のため、段階的に使用料の徴収を開始する対象施設ではありません。

□ 施設周辺の状況



□元町福祉センター



審議事項	結論
存 廃	廃止
利用者範囲	継続
受益者負担	使用料は 徴収しない

昭和 48 年に元町保育園として開設された施設を利用し、平成 3 年から現在の元町福祉センターとして開設されたため、建設後 40 年以上が経過していることから、施設の老朽化が進んでいます。

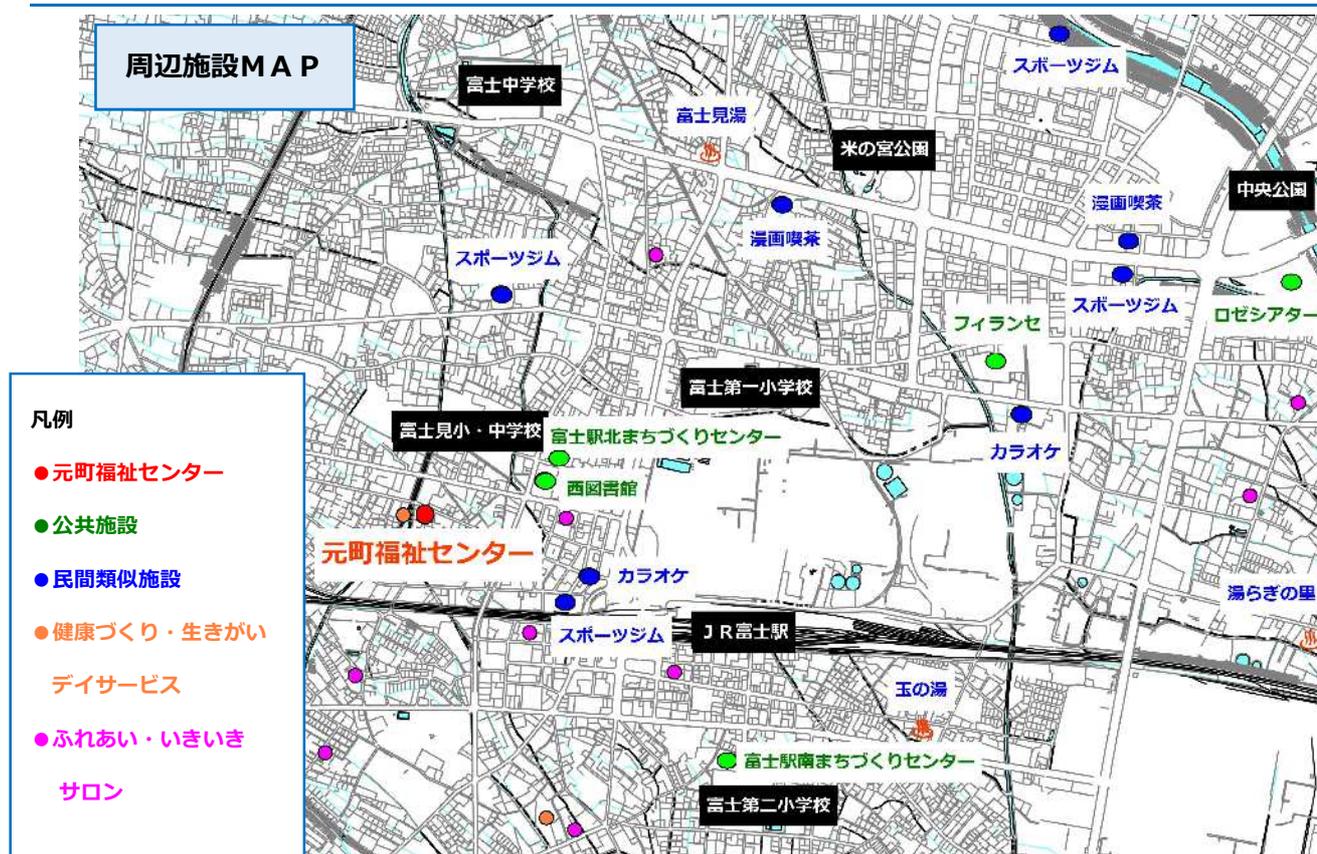
また、元町福祉センターの周辺には、公共施設や民間施設が点在し、社会福祉センターの類似事業が区内で多く提供されていることから、施設の 1 日の利用者数は多くありません。

このような状況を踏まえると、当該施設で行政が継続して事業を行う必要性は低いと思われ、地元との協議等を行い、合意を得た時点で元町福祉センターは廃止することが妥当であると考えます。

元町福祉センターには、全市民が利用できるような施設が無いいため、現在の利用者範囲で運営すべきと考えます。

施設は廃止の方向のため、段階的に使用料の徴収を開始する対象施設ではありません。

□ 施設周辺の状況



□ 滝川福祉センター



審議事項	結論
存 廃	廃止
利用者範囲	拡大 和室・会議室
受益者負担	使用料は 徴収しない

昭和 50 年に五條製紙から寄附された建物を利用し、滝川福祉センターとして運営しているが、建設後 40 年以上が経過していることから、施設の老朽化が進んでいます。

また、滝川福祉センターの周辺には公共施設やサロンが点在し、東部市民プラザも移動圏内に所在しているため、社会福祉センターの類似事業が地区内で提供されていることから、施設の 1 日の利用者数は多くありません。

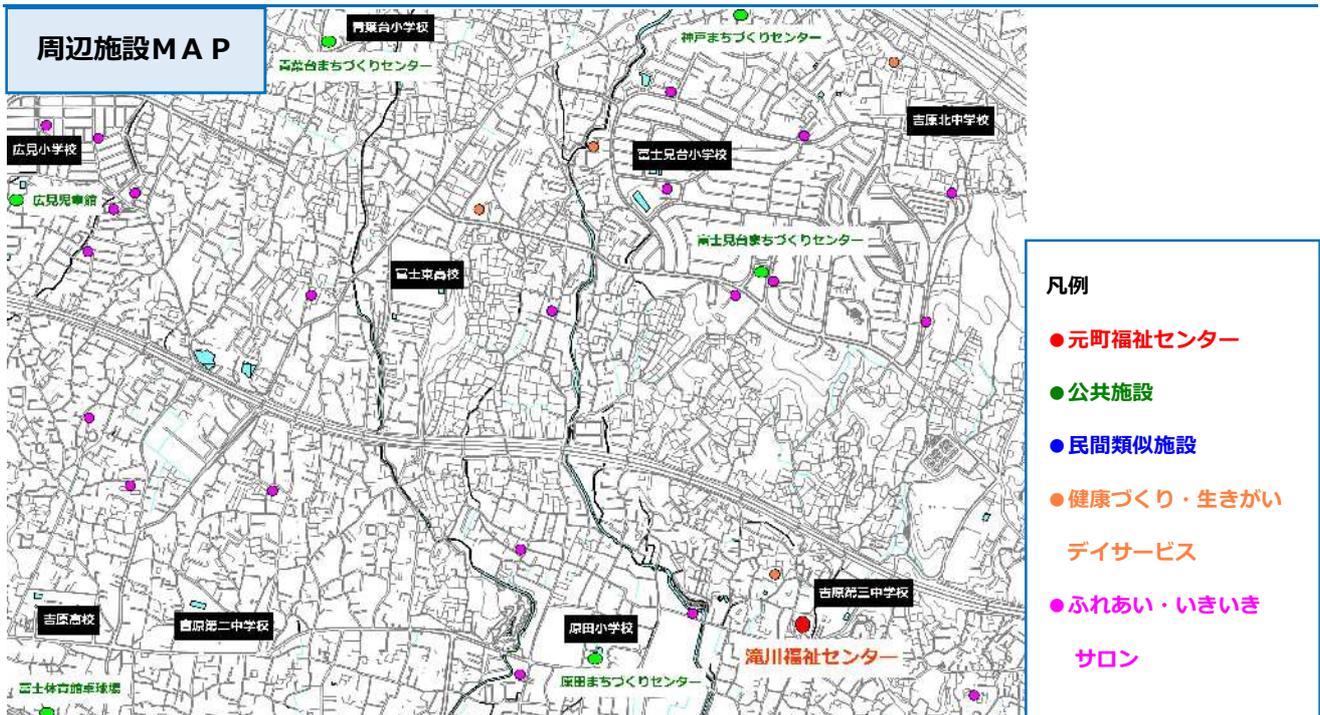
このような状況を踏まえると、当該施設で行政が継続して事業を行う必要性は低いと思われ、地元との協議等を行い、合意を得た時点で滝川福祉センターは廃止することが妥当であると考えます。

ただし、地元団体や神社等での一定の利用があるため、福祉センターとしての事業終了後の活用方法について、関係団体との協議が必要と思われます。

施設が廃止されるまでは、和室、会議室は、全市民が利用できるよう、利用者の範囲を拡大すべきと考えます。

施設は廃止の方向のため、段階的に使用料の徴収を開始する対象施設ではありません。

□ 施設周辺の状況



□ 田子浦荘



審議事項	結 論
存 廃	継続
利用者範囲	拡大 (和室・会議室)
受益者負担	経過措置終了後 徴収する

田子浦荘は、昭和 55 年に開設された施設であり、建物の老朽化具合や周辺類似施設の状況を踏まえると、当面の間、施設は継続し運営することが妥当であると考えます。

ただし、大規模改修が予定されている令和 19 年度に、多額の改修費用が発生する場合や、耐用年数を迎える令和 27 年度以降は、原則施設は廃止とすることが妥当と考えます。

しかしながら、隣接する西部浄化センター建設時の条件施設として設置された経緯があり、今後、施設が廃止となる場合には、十分時間をかけて地元関係者と協議を行い、合意を得た上で施設の廃止手続きを進めていくことが必要と思われます。

施設の和室、会議室については、全市民が利用できるよう、利用者の範囲を拡大すべきと考えます。

施設使用料の徴収については、経過措置期間を設け、社会福祉センターが現在の 7 館から 4 館となった際に、使用料の徴収を開始することが妥当と考えます。

徴収する使用料の額については、使用料徴収開始時期における類似施設の状況を確認し、低額な料金設定とすることが望ましいと考えます。

□ 施設周辺の状況



□ 東部市民プラザ



審議事項	結論
存 廃	継続
利用者範囲	継続（開放済）
受益者負担	経過措置終了後 徴収する

東部市民プラザは、昭和 63 年に開設された施設であり、建物の老朽化具合や周辺類似施設の状況を踏まえると、当面の間、施設は継続し運営することが妥当であると考えます。

ただし、大規模改修が予定されている令和 19 年度及び令和 24 年度に、多額の改修費用が発生する場合や、耐用年数を迎える令和 35 年度以降は、原則施設は廃止とすることが妥当と考えます。

しかしながら、隣接する東部浄化センター建設時の条件施設として設置された経緯があり、今後、施設が廃止となる場合には、十分時間をかけて地元関係者と協議を行い、合意を得た上で、施設の廃止手続きを進めていくことが必要と思われる。

一部施設は全市民に開放されているため、現在の利用者範囲で継続して運営すべきと考えます。

施設使用料の徴収については、経過措置期間を設け、社会福祉センターが現在の 7 館から 4 館となった際に、使用料の徴収を開始することが妥当と考えます。

徴収する使用料の額については、使用料徴収開始時期における類似施設の状況を確認し、低額な料金設定とすることが望ましいと考えます。

□ 施設周辺の状況



凡例

- 広見荘
- 公共施設
- 民間類似施設
- 健康づくり・生きがい
デイサービス
- ふれあい・いきいき
サロン

□ 地域交流センター みんなの家



審議事項	結論
存 廃	継続
利用者範囲	拡大 (和室)
受益者負担	経過措置終了後 徴収する

地域交流センターみんなの家は、平成 23 年に開設された施設であり、建物の老朽化具合や周辺類似施設の状況を踏まえると、当面の間、施設は継続し運営することが妥当であると考えます。

ただし、富士川かりがね橋が完成後、類似施設である鷹岡市民プラザへのアクセスが改善した場合に、施設の存廃について検討することとします。

施設の和室については、全市民が利用できるよう、利用者の範囲を拡大すべきと考えます。

使用料の徴収については、経過措置期間を設け、社会福祉センターが現在の 7 館から 4 館となった際に、使用料の徴収を開始することが妥当と考えます。

徴収する使用料の額については、使用料徴収開始時期における類似施設の状況を確認し、低額な料金設定とします。

□ 施設周辺の状況



その他考慮すべき事項

審議会では、社会福祉センターの存廃、利用者範囲、施設利用時の受益者負担の3つの事項を中心に審議を行いました。

上記審議事項の他、社会福祉センターに関する意見として、下記のような意見が挙がりました。

今後の、社会福祉センター事業をより良いものとするために、また、より多くの市民に利用したいと思っただけの施設とするための方策として提言いたします。

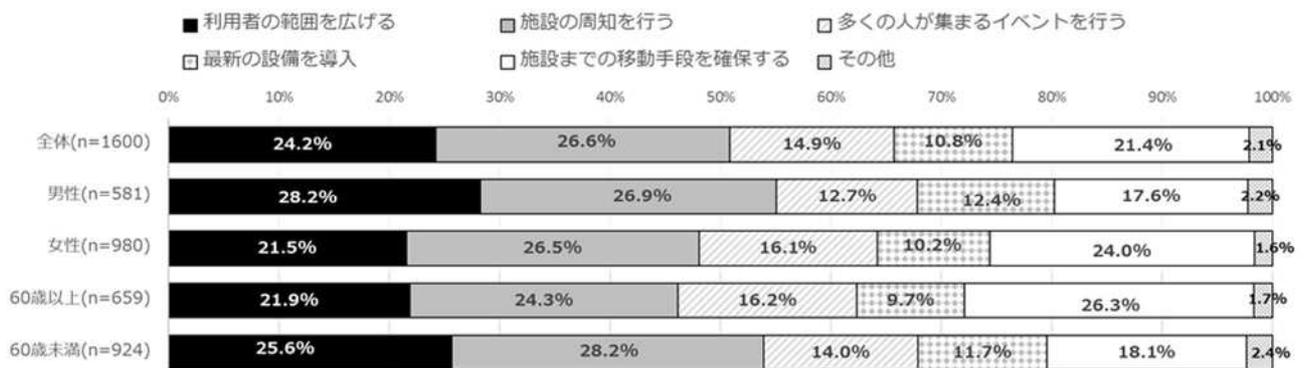
はじめに、社会福祉センターの周知に関しては、施設のことを知らない方、または知っているが利用方法がわからない方が存在するため、市の広報誌やウェブサイトへの掲載、各種団体で開催のイベントを通じ、個人の施設利用に繋げていくなど、様々なコンテンツを活用した施設の周知を継続していく必要があると思われま。

次に、三世代交流事業や幼稚園、保育園の発表会等のため、社会福祉センターを利用することで、高齢者から孫世代まで広く社会福祉センターを利用してもらうことができると思われま。

また、現在も実施している小学校の通学合宿等、地域の小中学校の事業やイベントに組み込むことで、地域の方との交流機会の創出や事業への協力体制を構築することができると思われま。

このように、外部の意見やアイデアを取り入れる仕組みづくりが可能となれば、社会福祉センターの活用の幅がより一層広がると考えられま。

□ より多くの人が福祉センターを利用するためには（市民アンケート：問 19）



□ どのような施設、イベントがあれば利用したいか（市民アンケート：問 16）

